



## 一橋大学附属図書館と中国人民政府図書館との間における 図書館交流に関する協定書

一橋大学附属図書館と中国人民政府図書館とは、平等互恵の精神に基づき、両館間の学術協力および人物交流が、両館間における図書館事業の発展と相互理解に寄与するものと確信し、以下の諸事項について合意に達した。

### 1 交流の内容

- (1) 図書館利用  
両大学に所属する教職員および学生が、相互の図書館施設および資料を利用できるようにする。
- (2) 刊行物の交換  
両大学が刊行する紀要等の学術出版物を交換する。
- (3) 図書館情報サービスの高度化に関する情報交換  
資料のデジタル化等、図書館情報サービスの実務的な知識および技術に関する情報交換を行う。
- (4) 図書館職員の交流  
両館に所属する職員を相互に派遣し、情報交換および交流を行う。
- (5) その他両館が合意した図書館間交流

### 2 財政

両館は、本協定の実施にあたり、財政上の責任を負う義務はないものとする。

### 3 協定の改訂

本協定は、必要に応じて、双方の協議と合意を経て修正、改訂することができる。

### 4 協定の効力

本協定は両館の代表が調印した日に発効する。協定の有効期間は5年間とし、5年毎に自動的に更新されるものとする。ただし、更新の6ヶ月前に、文書により協定の解消を告知した場合、更新は行われないものとする。

この協定書は、日本語および中国語により各2通を作成し、双方の文書が同等の効力を有するものとする。両当事者はその各1通を保有する。

2012年11月7日

一橋大学附属図書館長  
江夏由樹

江 夏 由 樹

2012年11月7日

中国人民政府図書館長  
劉大椿

劉 大 椿